

岡山県公報		目次	発行 岡山県	
○ 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】		担当課（室）		
○ 岡山県災害対策本部規程の一部改正 （県例規集登載） 【合同訓令】				
		人事課		
		危機管理課		
				目次
				担当課（室）

◎岡山県規則第三十五号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表のロの表第一号区分の項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次のように加える。

二	平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち別に定めるもの
---	---

別表のロの表第二号区分の項第八号中「定めるもの」の下に「（第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。）」を加え、同表第三号区分の項第八号中「もの（」の下に「第一号区分の項第二号及び」を加え、同表第四号区分の項第九号中「もの（」の下に「第一号区分の項第二号、」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和3年3月31日 岡山県公報 号外

岡山県訓令

◎ 岡山県企業訓令 第一号

岡山県教育委員会訓令

岡山県警察訓令

岡山県災害対策本部規程

令和三年三月三十一日

昭和五十七年

岡山県訓令

岡山県企業訓令

岡山県教育委員会訓令

岡山県警察訓令

の一部を次のように改正する。

別表第一中

人事班

人事課長

人事課員

人事班

人事課長

人事課員

デジタル推進班

デジタル推進課長

デジタル推進課員

に、

を

庁 出 企 教 警
中 先
一 業 育
機 本
般 関 局 庁 部

岡山県知事 伊原木 隆太
岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄
岡山県 教 育 委 員 会
岡山県警察本部長 扇 澤 昭 宏

義務教育班	生徒指導推進班	義務教育班	指導監査班	保健福祉班	保健福祉班	国際班	情報政策班	国際班
義務教育課長	生徒指導推進室長	義務教育課長	指導監査室長	保健福祉課長	保健福祉課長	国際課長	情報政策課長	国際課長
義務教育課員	生徒指導推進室員	義務教育課員	指導監査室員	保健福祉課員	保健福祉課員	国際課員	情報政策課員	国際課員

に、
「人権教育班」を「人権教育・生徒指導班」に、
「人権教育課長」を「人権教育・生

を

に、

を

に、

を

「生徒指導課長」に、「人権教育課員」を「人権教育・生徒指導課員」に改める。

別表第二中

財政班	
1	災害応急及び災害復旧費の予算措置に関すること。
2	県議会との連絡に関すること。

を

デジタル推進班	財政班
1 災害時における岡山情報ハイウェイの機能確保に関すること。 2 災害時におけるホームページ等の主要システムの機能確保に関すること。 3 庁内のネットワーク環境等の確保に関すること。	1 災害応急及び災害復旧費の予算措置に関すること。 2 県議会との連絡に関すること。

に、

国際班	情報政策班
1 外国人（外務省等の機関及び外国公館等を含む。）に対する情報提供及び相談に関すること。	1 災害時における情報ハイウェイの機能確保に関すること。 2 災害時におけるホームページ等の主要システムの機能確保に関すること。 3 庁内のネットワーク環境等の確保に関すること。

を

国際班
1 外国人（外務省等の機関及び外国公館等を含む。）に対する情報提供及び相談に関すること。

に、

1 高齢者対策の総合調整に関すること。	1 障害者対策の総合調整に関すること。
2 老人福祉施設（他の班の所管に属するものを除く。）等の被害状況の取りまとめに関すること。	2 生活福祉資金の貸付けに関すること。
	3 福祉施設（他の班の所管に属するものを除く。）の被害状況の取りまとめに関すること。

を

指導監査班	1 障害者支援施設及び老人福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。
医療推進班	1 医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師及び業務調整員の救護派遣その他被災者の応急救護に関すること。
	2 病院、診療所その他医療施設に対するり傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関すること。
	3 県災害保健医療調整本部に関すること（医療分野の総括及び組織の運営）。

に、

医療推進班	1 医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師及び業務調整員の救護派遣その他被災者の応急救護に関すること。
	2 病院、診療所その他医療施設に対するり傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関すること。
	3 県災害保健医療調整本部に関すること（医療分野の総括及び組織の運営）。

を

義務教育班		義務教育班		3 国民健康保険関係被害の取りまとめに関すること。	
1 公立学校に係る次の事務（他の班の所管に属するものを除く。） 2 児童生徒の人身被害状況の取りまとめに関すること。 3 災害後における応急教育体制の整備に関すること。 4 休校等措置状況の取りまとめに関すること。 5 教科書の被害及び補給状況の取りまとめに関すること。		生徒指導推進班		1 障害者対策の総合調整に関すること。 2 生活福祉資金の貸付けに関すること。 3 高齢者対策の総合調整に関すること。 4 国民健康保険関係被害の取りまとめに関すること。	

に、

を

に、

人権教育班	1 教育集会所の被害状況の取りまとめに関すること。
-------	---------------------------

を

人権教育・生徒指導班	1 教育集会所の被害状況の取りまとめに関すること。 2 児童生徒の精神的な被害等への対応に関すること。
------------	--

に改める。

別表第三中

1 地方本部事務の総合調整に関すること。
2 県本部その他関係機関との連絡等に関すること。
3 地方本部長の命令伝達及び連絡調整に関すること。
4 気象通報の接受及び通報連絡に関すること。
5 災害情報及び被害状況の総括的把握に関すること。
6 市町村への連絡員派遣に関すること。
7 地域事務所における災害対応等の調整に関すること。
8 自衛隊の災害派遣に関する連絡調整に関すること。
9 市町村の応急措置及び応援に関すること。
10 地方本部の庶務経理に関すること。

を

1 地方本部事務の総合調整に関すること。
2 県本部その他関係機関との連絡等に関すること。
3 地方本部長の命令伝達及び連絡調整に関すること。
4 気象通報の接受及び通報連絡に関すること。
5 災害情報及び被害状況の総括的把握に関すること。

に改める。

- 6

市町村への連絡員派遣に関すること。
- 7

地域事務所における災害対応等の調整に関すること。
- 8

市町村の応急措置及び応援に関すること。
- 9

地方本部の庶務経理に関すること。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。